

## 開 議

○佐々木謙二議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、安部嘉徳選挙管理委員会委員長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたので、ご報告をいたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○佐々木謙二議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

#### 高橋孝夫議員の質問

○佐々木謙二議長 それでは、順次ご指名いたします。

順位6番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 おはようございます。

今はあらしの前の静けさでしょうか。強い台風というふうに言われている9号がきょうの昼ごろには山形県に最接近するそうです。収穫を間近に控えた農作物に被害が出ないように、そして市民生活に影響が出ないように、できれば

さっと過ぎていただきたいと思っておるところです。質問もさっとします。

私は、市民生活の向上と長井市の行財政運営が誤りなく展開することを願いながら質問を行います。通告をしております2点について順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、市財政の今後についてです。

平成19年度を財政危機脱出元年と位置づけられ、各種の取り組みが展開されてからもうすぐ半年を迎えようとしています。さまざまな取り組みや検討が積み上げられていると思えます。私は、1つは将来に向かって住民負担の増大につながらない方向での検討と、2つは市民の意識がお金がないから何もやれないという消極的な方向に向かないような配慮、そして3つは職員がやる気をなくさないで住民生活の向上のために頑張っていこうとする前向きな姿勢を堅持できるような内容でまとめていただきたいし、何よりも市民全体が理解と納得できる内容での検討を願う一人です。その意味で、ぜひ今後も頑張っていたきたいと思えます。以下、項目に沿って質問いたします。

第1点目は、平成18年度決算から学ぶものは何かについて伺います。

私は、平成19年度予算編成や平成19年度を財政危機脱出元年と位置づけなければならなかった要因の1つは平成18年度予算の編成と執行にあると、これまでも申し上げてまいりました。この考え方は今も変わっておりません。特徴的に申し上げれば、1つは、当初予算編成の段階で実態にそぐわない不完全な内容での試算に基づく過大な歳入の見積もりをそのまま計上してしまったこと、2つは、その事実が課税段階で明らかになっていたにもかかわらず、それへの対応が結果的には年度末までなされなかったこと、3つは、結果として当初計画されていた諸事業などが財源がどうなるかの検証もないまま

に展開されてしまったこと、4つは、そればかりか、昨年末には新たな事業であるまちづくりファンドなるものに新たな支出までなされたこと、そして5つは、8月段階で議会にも報告されていた、このような事態を見過ごしてしまったことだと私は考えています。

そしてその結果は、1つは、平成18年度決算で赤字を出さないために極端な締めつけを行わざるを得なかったという状況を生んだこと、2つは、歳入欠陥を埋めるために、これまで大変な中で積み上げてきた財政調整基金をほぼ全額取り崩さなければ赤字を解消できない状態に陥ったこと、3つは、平成19年度予算編成では18年度の決算剰余金を見込むことができない事態となり、結果として7つの基金からの繰入金3億4,900万円を繰りかえ運用せざるを得ない状態に陥ったこと、そして4つは、そればかりでなく、市長、副市長、議員、特別職、職員の報酬や給与、そして手当のカットや各種補助金や交付金の削減、市民サービスの切り下げなどを次々と展開しなければならない事態となったこと、5つは、今後の対応策を検討するために新たな室を設け、ただでさえ人員不足という状況にもかかわらず、そのために多くの職員を投入せざるを得ない事態となったこと、そして何よりも市民にまたぞろ財政難で多くの心配と不安や失望感を抱かせ続けていることなど、多くの混乱を引き起こしてきたと感じます。

示されております平成18年度一般会計の決算は、収入済額107億192万3,000円、支出済額105億4,341万6,000円となり、差し引き残額1億5,850万7,000円で、繰越明許費繰越額23万8,000円を差し引いた1億5,826万9,000円が翌年度に繰り越す財源として決算を終了したということになりました。

しかし、申しあげましたように、1つは財政調整基金9,500万円を取り崩さなければならなかったこと、2つは雪が少なかったことから除

雪経費が削減されたことなどがあった結果こういう決算となったことを忘れてはならないと思います。このようにちょっとした蓄えがあったことと降雪量が少なかったことがなければ、まさに平成18年度一般会計決算は赤字となったことは明らかです。これが平成18年度の一般会計決算の実態であると私は感じます。

このことは、今月3日の市長提案で、「平成18年度は平成13年度から実施してまいりました行財政改革推進計画も前年度においておおむね所期の目的を達成し、ようやく投資的事業にも目を向けた予算としたところでありましたが、国の三位一体の改革による国庫補助金の削減及び地方交付税の見直しがあったほか、市民税の増加以上に固定資産税で落ち込みが見られたことから、基金の一部取り崩しを行うなど、結果としては例年以上に厳しい財政事情となりましたと言われている」ことから明らかです。

私はまさにこの平成18年度一般会計の予算編成とその後の行財政執行は極めて問題の多いものだったと感じます。そして、この18年度の予算編成とその後の執行こそが以降の混乱と申し上げましたような事態を生んでいると感じますが、市長はどうとらえておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

さらに私は、平成18年度予算は、1つは、平成13年度から17年度までの行財政改革の成果を示すことが必要だったと思われること、2つは、そのために、市長が提案説明でも触れておられるように、投資的な事業を展開する上でどうしても歳入を膨らませる必要があり、そのために過大な固定資産税や個人住民税を見積もり財源として計上したのではないかと考えます。いわば改革の成果を強調するために、それまで抑制してきた事業を展開するという手法を半ば強引にとってきた結果ではないか、私にはそう思えて仕方がありません。

13年度から17年度までの行財政改革をしなけ

ればならなかった主な要因は、起債返済、いわゆる公債費負担がピークを迎える時期を乗り切るための手法であったと私はとらえてきました。それはまさに市民全体の協力をいただく中で乗り切ることができたわけですが、しかし根本的な財政好転を生んだものではないにもかかわらず、申し上げましたような市税を過大に見積もりながら歳入を膨らませ、諸事業を無理に展開したことが今日的な事態を生じしめたと思えますし、こういったことは今後繰り返してはならないことと思えます。

市長はこのことも含めてどう感じておられるのか、また平成18年度決算から学び今後に生かさなければならない課題は何にあると考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

第2点目は、実質公債費比率の今後について財政課長に伺います。

平成18年度から始まった、この財政指標の一つは、しかし昨年度は大きな衝撃を与えました。長井市は27.7%となり、全国で11位、東北で3位、そして県内でも2位ということで騒がれたことは記憶に新しいと思えます。平成18年度は26.7%となり、1.0ポイント下がっているということになりました。

昨年からの財政課長の説明をまとめてみますと、1つは、長井市が27.7%という高い率になったのは平成15年度から平成17年度までの公債費負担が最も高くなっていった時点をベースとした実質公債費比率であり、高くなって当然という結果となったものであること、2つは、以降は公債費負担のピークを過ぎてくるので年度を追うごとに実質公債費比率は下がっていくと見ていること、3つは、しかし、下がる傾向にあるものの、20%を切り、国が基準としている18%を切るのは相当の努力が必要と考えていること、そしてその対応策は、1つとして年度間の財政調整を活用した繰り上げ償還や行財政改革の効果額を財源とする繰り上げ償還の実施、

2つとして新発債の抑制で、具体的には建設事業費を調整しながら新規に発行する市債の抑制を図ること、3つとして公営企業に対する繰出金の削減を図ること、4つ目は元利償還補助として設定している債務負担行為を前倒しできないかの検討を進めていくことということになると思えます。

私は、この実質公債費比率は確かに財政指標の一つですが、決して軽いものではないと感じています。特に今後の自治体の財源調達の際の大きな指標の一つとなってくることや、さらには今日のように高率で推移するとするならば、それを引き下げのための適正化計画を自治体が議会で議決した上で国に提出しなければならないということになり、いわば国による指導の対象自治体となってしまうことを考えなければなりません。だとするならば、この財政指標については真剣に向き合っていくことが求められると感じます。

8月21日の全員協議会での財政課長の説明では、「今年度からは昨年度とは異なり、債務負担行為の利子負担部分だけが該当となっていたものが、新たに元本も加えられることとなったことから、予定していた実質公債費比率の下げ幅が少なくなった」という内容の説明がありました。私はさらに厳しくなったのかと感じたところです。

そこで、財政課長に伺います。1つは、今回の改正で長井市にとっては具体的にどの部分が新たに対象となってくるのか、2つは、その影響はどの程度のものなのか、3つは、その結果、昨年示した実質公債費比率の今後の推移はどのように試算しておられるのか、4つは、今後の対応策はどう考えておられるのか、以上4点について考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

第3点目は、繰越金の取り扱いについて伺います。

平成18年度一般会計決算では、申し上げましたように、歳入から歳出を差し引いた額が1億5,850万6,724円であり、それから繰越明許費繰越額23万8,000万円余りを差し引いた1億5,826万9,000円余りが翌年度に繰り越すべき財源となっていることはご案内のとおりです。私は、この翌年度への繰越金の取り扱いは大事になってくると考えています。

本年3月定例会での藤原議員の一般質問に対する財政課長の答弁を引用させていただきたいと思えます。財政課長は次のように答弁されています。

綱渡りの財政運営を行うに至った原因と経過でございますが、私なりに考えておりますことの一つは、何といたっても昭和50年代から実施してまいりました集中的な社会資本整備によって公債費が高い水準で推移していることが挙げられると思っております。あわせて、ソフト面でもぎりぎりの歳出予算を編成しながら市民の福祉向上を図ってきたことが財政運営として綱渡りの状態であるということにほかならないと思っております。例えば、私自身もこれは反省しなければならないことではないかと思っておりますが、地方財政法の第7条では、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合には当該剰余金の2分の1を下回らない金額を翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないというふうに規定されているわけですが、本市の場合、近年このような処理をしたことがないのではないかと考えております。言いかえれば、前年度の決算剰余金まで当てにしていかなければならないような財政運営が以前から続いていたのではないかと考えております。その結果、財政調整基金であるとか減債基金の枯渇状態が続いているわけございまして、今年度のような財源不足を補てんするためには特定目的基金の繰りかえ使

用という手法を選択せざるを得なかったということが実態だというふうに思っているところでございますという内容の答弁をされているわけです。

私は、この財政課長の答弁を聞いて、あつと思いましたが、すぐに調べてみたところですが、確かに地方財政法第7条にはそのとおりの記述があり、なぜこれまでこういった基本的なことを考えなかったのかと不明を感じたところです。

今月3日の代表監査委員による決算審査意見書にも、このことは次のように触れられています。「財政調整基金は9,500万円取り崩したことにより、本年度末残高は560万7,000円と県内他市町村に比べてもけた違いに枯渇している。このことは地方財政法の翌年度以降における財政状況をも考慮して健全な財政運営を行わなければならないとする規定の趣旨を損ないかねない状況であり、早急に改善しなければならない課題である」と指摘されています。

そこで、市長に伺います。私は、本年3月定例会での財政課長の答弁や申し上げました決算審査意見書での指摘は極めて正しいし、地方財政法第7条の規定に沿った対応をすることが本当に大事なことと感じます。確かに財政事情は厳しいわけで、前年度の繰越金を当てにしないと運営が難しい状況にあることは認識をしていますが、しかし、だからといってこれまでのやり方を続けていくことはできない事態に直面していると私は思います。財政健全化を進める上で、地方財政法第7条で規定している当該剰余金の2分の1を下回らない金額は無理でも、それに近い金額は後年度のために、あるいは市債の繰り上げ償還の財源とするために財政調整基金などにきちんと積み立てを行っていくことが必要と考えますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第4点目は、交付税制度の考え方について伺います。

平成19年度の普通地方交付税が確定したということで、一般会計補正予算に計上されていることはご案内のとおりです。長井市の場合は当初予算で見込んだ36億6,530万円よりも5,027万4,000円多い37億1,557万4,000円という額になっています。当初の見込みよりも多く交付決定されたことに正直ちょっと安堵感を覚えたところ です。

8月21日の全員協議会で、財政課長から今年度の地方交付税の確定に伴う説明を受けました。これまでの地方交付税とは異なり、新型交付税制度が一部スタートしたこと、そして頑張る地方応援プログラムに係る増加需要額総括表も提示されたことは耳新しいと感じたところです。

私は、新型交付税制度についてはまだ不勉強であり、その内容についてはわからないところが多く、残念ながら今回は議論できる状況にはありませんから後日に譲らざるを得ませんが、今年度の新型交付税は基準財政需要額ベースで5兆円規模とされ、来年度以降3年間で15兆円が新型交付税へ移行されることになっているが、今後はほかの経常的経費の行政費目にも非義務的経費があり、これらも移行対象になってくるために、単位費用、各種補正のあり方など、難しくなってくるのが予想され、算定方法の簡素化に逆行することが懸念をされるという指摘もされていることを考えれば、今後注視していかなければならない内容だと感じています。

今回私が申し上げたいのは、もう一つの頑張る地方応援プログラムの中に示されている行革の実績を示す指標として歳出削減の取り組みに要する経費がカウントされたという内容についてです。いわゆる態容補正1の行革インセンティブと呼ばれているもののようです。いわば地方で行財政改革を実施し成果を上げた場合は、その経費の一部を交付税にカウントするという内容のものであり、私の記憶では、2年ほど前から実施されてきたものと思います。目黒前市

長がかつて言われた「行革を一生懸命やっている自治体には交付税の加算をすべき」というものの具体化であり、議会でも一部議員の質問にも出ていた内容のものを受けとめています。私が心配をするのはこういったたぐいの、いわば地方交付税のおまけのような内容のものに今後も拘泥し、おまけが欲しいばかりに各自自治体が行政改革と称するものに振り回されはしないかという点にあります。

ご案内のように、地方交付税制度は地方財源保障制度の主体であり、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合をその財源とし、地方公共団体がひとしく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように必要な経費（基準財政需要額）と標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に不足する場合に、その差額を国が交付する税をいうとされ、国は地方交付税の交付に当たっては条件をつけ、または使途を制限してはならないものとされ、地方公共団体の自主性を確保しつつ、その財源の均衡化を図り、行政の計画的運営を保証することによって地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的にしているというものであります。しかし近年は、こういう地方交付税本来のあり方からはかけ離れた状況となっていることもご案内のとおりであります。

国税の収入が空前の増収となった現在もこのような状態は続けられており、三位一体の改革などにより国と地方の税財源の移譲があったものの、依然として地方税の増収を見込めない地方自治体は財源難にあえいでいるというのが実態であることは長井市の状況を見ても明らかです。私は、平成19年度で地方財政計画の規模が6年連続で削減されている状態をこれ以上続けていくことは大変な事態を招くと感じます。そ

+

の意味で、本来の地方交付税制度の趣旨に立ち返らせることこそ必要なことであり、地方はそのために大きな声を上げていくことが求められていると思います。目先のおまけに飛びつくのではなく、本来のあり方に戻すために力を注いでいくことこそ大切なことと考えますが、市長の考え方と決意をお聞かせいただきたいと思います。

第5点目は、当初予算ですべて計上されているのかという点について財政課長に伺います。

3月定例会の当初予算の説明では、「平成19年度予算編成は、歳出で経常的な経費を含めて必要なものはすべて当初予算に計上した」というものであり、これまでとは基本的に異なった内容の予算編成となったと感じたところです。したがって、以降の補正予算については新規の事業とか、あるいは突発的な内容に関する事項が中心になってくると考えていたところです。しかし、9月定例会に上程された補正予算の中にはそういう当初の説明どおりではない内容のものがあるようですし、過日の総務・文教委員会協議会の折の説明でも「当初予算に要求したが認められなかった」という説明をお聞きしたところです。

私は、当初の説明と異なる状況が出てきたことになかなか整理がつけられません。もう一度当初予算に計上した内容を整理していただきたいと思います。具体的に計上したのはどの部分で計上できなかったものは何なのか、財政課長から明らかにしていただきたいと思います。

質問の第2は、置賜広域行政事務組合の余熱利用施設の建設についてです。

9月定例会に議案第67号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてとする議案が提案されています。これは置賜のごみ処理施設を1カ所に統合するという方針が決まり、その処理施設建設場所を高畠町にお願いしたことから、高畠町が余熱利用施設として圏域の振興、発展

が図られる施設、例えば園芸またはスポーツ用ドームを建設するものとし、地方拠点法による整備を図ることを求めたことにより、以降経余曲折はあったものの、ようやく屋内プールとパークゴルフ場2面を整備することとなり、その財源に充てるために、これまで積み立てを行い利子分で活用を図ってきた置賜広域ふるさと市町村圏基金10億円のうち4億5,000万円を建設整備資金に充てるというものということです。私は、10年以上もかかった懸案事項がようやく実現できる運びとなったことは前進であると感じています。

そこで、市長に伺います。1つは、置賜広域行政事務組合の広域交流拠点施設である余熱利用施設の建設整備事業費に置賜広域ふるさと市町村圏基金を約半分取り崩して事業費の一部に充当するという決定に至った経過について明らかにしていただきたいと思います。いただきました資料によりますと、建設整備事業費は総額10億円とし、そこから平成16年当時の前計画に支出した額3,400万円を差し引き、今回の事業費総額を9億6,600万円とし、起債に係る償還期間の利子相当分5,500万円を引いた実質の事業費総額を9億1,100万円としたこと、そして事業費総額の財源内訳は、起債が3億3,000万円、市町村分担金が1億2,000万円、余熱利用施設整備基金が1,100万円、ふるさと市町村圏基金取り崩しが4億5,000万円ということになるようです。この市町村分担金は構成する3市5町で負担することになるようですが、長井市の分担は幾らになり、いつの時点で負担することになるのかについても明らかにしていただきたいと思います。また、この分担金の負担には施設の利用割合が加味されているのかいないのかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

次に、この余熱利用施設の後年度の負担についてはどこまで明らかにされているのかについて

て伺います。第1は、この施設は将来にわたってずっと継続されていくものなのか、あるいは今回建設して以降、老朽化し、使用にたえないという状況になれば更新はしないという内容のものなのかどうか、理事会の中ではどういった確認がされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。第2は、仮に将来にわたって継続をしていくということになれば、将来必ず建てかえという事態が想定されるわけですが、その際の事業費はどういう手法で捻出する考えなのか、理事会での確認はどうなっているか、お聞かせをいただきたいと思います。第3は、今後大規模な改修や修繕などが必要になった場合に要する費用負担は具体的にどこが負うことになるのか、第4は、以降の維持管理に係る経費の負担額はどのように計画されているか、そしてその負担割合はどういう確認になっているか、それぞれこれまでの理事会での確認内容をお聞かせいただきたいと思います。

私は、今回提案されている議案は単に余熱利用施設を整備するために基金を取り崩すためのものということだけでは判断できない内容があると考えています。8月31日付広報ながいでは、「シリーズ財政危機脱出元年⑥」の中で、施設の維持と管理、運営についての検討事例が紹介されています。その中では、施設の維持管理、運営経費が高額となっていること、そして今後発生する修繕費用を考えれば、財政を圧迫する大きな要因となりますと触れています。私は、市民生活に潤いと、そして利活用が図られ、市民の健康増進や医療や介護の予防に役立つものであれば、相応の負担は当然にして設置主体が負うものであると考えていますし、広報ながいで言う指摘は全部に当てはめることはできないと思っています。しかし、現実に広報ながいで触れているような負担の実態は見過ごすこともできないとも感じます。私たちが判断しなければならないのは、将来にわたる各種費用負担が

どうなるのか、その際の長井市の負担はどうなるのかを明らかにした上で市民に納得してもらえる内容であるのかどうかということにあると私は思います。少なくとも、現時点ではその判断材料は示されていないと私は感じます。この間の理事会の確認など、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。高橋孝夫議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、高橋議員からは、市財政の今後について、また置賜広域行政事務組合の余熱利用施設の建設についてと、この2点につきまして、細部にわたり、まことに的確なご質問をいただいたということで感謝申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、平成18年度決算から学ぶべきものは何か、混乱の原因は18年度予算編成と執行にあるのではないかということについてお答え申し上げます。

私も、このような事態を招いたということについては、平成18年度の予算編成当時、市議会議員として賛成しておりましたので、そういった意味からは、今振り返って考えますと、まず1つは、平成17年度の11月に示されました財政の中期展望について、もう既に18年度がマイナスだったと、そして5カ年間で約23億円ぐらいのたしか財源不足が生じるというような中身がございました。また、改めて平成18年度の予算編成方針を見ますと、まことに厳しい予算編成の方針だったわけでございます。そんな中で、なぜこの状況を見過ごしてしまったのかと、なぜもっと議論を深めなかったのかといった意味ではまことにじくじたる思いでございます。その意味では、この議場で今さら前任者を批判するつもりは全くございませんが、客観的に見

+

て、高橋議員のご指摘のとおりと、やはり混乱の原因は18年度予算の編成と執行にあったと、今の時点で私も考えているところでございます。

幸いにも、平成18年度の決算につきましては職員の大変な努力と、それから各方面からのご協力によりまして何とか赤字決算は回避されました。これは非常に幸運だったなというふうに思っておりますが、しかしながら、平成19年度の予算編成において、また今執行しているわけでございますが、特に19年度については自立計画の見直ししているわけでございますが、極めて困難な状況でございます。果たして19年度の財源不足の部分、今現在では4億6,000万円ほど想定されるわけでございますが、これをどのようにして回避するのかと、行財政改革だけではかなり厳しい状況にあるなというふうに思っておりますし、またそれを進めていく過程で非常に残念だったのは、「平成18年度からは長井市の財政状況も普通の市町村並みになるんだ」ということがまず一般市民はもちろんのこと、市の職員ですらそういうふうに思っていた職員が非常に多かったと、これをまずそうじゃないんだと、市の現実をしっかりとした形で情報公開すること、これが特に財政というのは難しいわけでございますので、どのように市民にご理解いただくということに腐心している状況であるというふうに思います。

以降、議員からいろいろ質問いただいたことについて順次お答えしてまいります。平成18年度の財政運営上の窮状については、ただいま申し上げましたように、歳入の市税や普通交付税が結果として過大な積算になってしまったことにより最終的に当初予算に対して市税では1億1,610万円、普通交付税では、臨時財政対策債も含めると4,790万5,000円の減額補正をしなければならなかったことが大きく影響したものであると認識しております。このうち市税につきましては、地方財政計画や歳出予算規模と

の関係もあり、査定段階での甘さがあった感がございます。普通交付税については、昨年5月に行われた起債の統一ヒアリングの際に公共下水道事業及び農業集落排水事業の資本費平準下債5,000万円を起債することとし、交付税措置分2,500万円を先送りにしたことが影響したものだというふうに聞いております。

また、平成13年度から17年度までの行財政改革の最大の目標は、議員と同様に15年度及び16年度の公債費のピークを乗り切ることであったと認識しておりますし、市民の皆様初め関係機関のご協力などにより赤字を出すことなく、この2年間を乗り切ることができましたが、この間の三位一体改革の影響などにより、ご指摘のとおり、この行財政改革によって財政状況そのものが改善されたとは思っておりません。ただ、平成18年度の当初予算編成の時点では、目黒前市長は、最悪の場合は、結果的にその状況になっておりますけども、財政調整基金取り崩し等も想定したのではないかと感じております。

今後は、財政健全化法の施行などにより、より一層の財政健全化が求められることになったことなどもあり、歳入の見込みを的確に行い、歳入総額に見合った予算編成に努めなければならないというふうに考えております。

次に、繰越金の取り扱いでございますが、ご指摘のとおり、平成18年度一般会計決算の実質収支は1億5,826万8,000円余りで、このうち今年度の一般会計補正予算第4号までで既に459万2,000円が予算に計上されておまして、差し引き1億5,367万6,000円が留保されているということでございます。この剰余金は今後の補正財源の一部として使わなければならないものでありまして、今後の補正予算の規模にもよりますが、6月の定例会でもお答えしておりますとおり、現在歳入予算に計上されている特定目的基金の繰りかえ使用を可能な限り抑制して、その代替財源にしたいと考えております。したが



って、残念ながら地方財政法第7条に規定されております財政調整基金への積み立ては現時点では考えていないということでもあります。

次に、交付税制度を本来の目的に戻すことこそ大事と思うが、市の対応はということですが、まず地方交付税制度の目的は、地方団体の自主性を損なわずに、その財源の均衡を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することとされておりますことをご指摘のとおりでございます。また、地方交付税は財源調整機能、これは地方団体間における財政力の格差を解消するため地方交付税の適正な配分を通じて地方公共団体相互間の過不足を調整し均衡を図るというものでございますが、これと財政保障機能、これはマクロといたしまして、地方交付税の総額を国税五税の一定割合として法定化することにより、地方の財源を総額として保障するという、ミクロの部分では、基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、どの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように必要な財源を保障するものでございますが、これを有するとされております。このうち特に財源保障機能については、小泉内閣の三位一体改革以降、地方交付税の法定率は堅持されているというものの、毎年度地方交付税の総額が削減されていることにより低下傾向にあるというふうに思われます。本市のように財政力の低い団体は地方交付税の削減が毎年度の予算規模の縮小に直結することになるため、地方交付税の削減額を行財政改革などにより補てんしなければならないというのが現状ではないかというふうに考えております。

今後ますます地方分権が拡大するということが予想されますが、財政に関する実需が存在する限り、その財源はどんな形であっても必ず必要となるものであり、分権を進めるのであれば

単に国の財政支出を削減することではなく、国からの財源移譲が必要不可欠であるというふうに考えております。したがって、いろいろな機会をとらえながら関係機関に対して、地方交付税に限らず財源の確保に関する働きかけを行ってきたいというふうに考えております。

次に、置賜広域行政事務組合の余熱利用施設の建設についてお答え申し上げます。

まず最初に、基金取り崩し決定までの経過はと、経緯はということですが、平成6年11月4日、新ごみ処理施設建設協力依頼に対し、高島町の回答として、園芸またはスポーツ用ドーム整備の希望があり、平成7年2月16日の理事会で了承されました。その後、平成12年2月3日の理事会で屋内スポーツドーム整備の合意をし、基本計画策定のために基礎調査を実施いたしました。平成13年7月30日の理事会で施設の規模、財源等について、施設整備は地域総合整備事業債を活用し、軟式野球ができる規模として山形県に建設補助金の要請を行うこととしました。しかし、国の財政事情による平成14年度からの地域総合整備事業債の廃止に加え、山形県も財政状況が厳しく、補助の要望にこたえられないなどの財源的な問題から、平成14年1月23日に屋内スポーツドームの計画は白紙になったというふうに聞いております。平成14年3月25日の理事会では広域交流拠点施設として整備する合意がなされ、平成15年1月14日に高島町から……。

(「市長、その部分はいいから」の声あり)

○内谷重治市長 そうですか。時間の関係もありますので、それでは一部割愛させていただきます。後年度の市町村負担についてでございますけれども、ここも……。

(「ふるさと基金の取り崩しについて決めた時に何でそういうふうに決めたのか。それだけ答えてもらえばいいです」の声あり)

○内谷重治市長 それでは、これは平成15年の7

+

月28日の理事会で広域交流拠点施設に置賜広域ふるさと市町村圏基金を充当すべく山形県及び総務省に事前協議を行い、平成17年度事業費に市町が出資した総額の2分の1の額4億5,000万円を充当することの了承を得ていると、この考えが基本となっているということでございます。この後の経過については入札不調等々あって、見直しをかけているという状況でございます。

次に、後年度負担についてでございますが、具体的には、千代田クリーンセンター建設負担割合を適用するということがまず原則でございます。平等割10%、人口割10%、処理割80%とすることでございまして、この方針に基づきますれば12.438%の負担率になるということでございます。維持管理の経費につきましては、運営費で同じく平成14年3月25日の理事会に負担割合を平等割10%、利用者人数割90%という合意がなされております。そんなことで、これが今現在、設計の業務をようやく入札を執行し、今その業務に入っている状況でございますので、事業費が確定してから、それ以降の維持管理費等々について協議するということになっておりまして、現在のところ、残念ながら詳細については理事会等の議題になっておりません。

以上で私の説明は終わりますけれども、これらにつきましては議員の方からぜひ不明な点は追加質問でいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 2点ほど質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

最初に、実質公債費比率の関係でございますが、平成18年度の実質公債費比率が18%以上の団体につきましては公債費負担適正化計画を策定し、その比率を18%以下に引き下げるよう制度化されているところでございまして、本市の場合、県の市町村課からは平成24年度までの7

カ年間で25%を下回るように指示をされているところでございます。平成18年度に策定いたしました公債費負担適正化計画では、18年度の実質公債費比率27.7%に対しまして19年度が26.3%、20年度が25.5%、21年度が25.4%、22年度が25.8%、23年度が24.8%、24年度が24.2%で、平成23年度には市町村課から指示をされておりました25%を下回ることができる計画になっておりました。

ただ、先月の全員協議会でも説明させていただきましたが、平成18年度の地方財政状況調査、いわゆる決算統計でございますが、この実施に当たりまして、実質公債費比率算定の際の分子となる対象が拡大されたということでございます。具体的には、現在本市が設定している債務負担行為のうち社会福祉法人長井福祉会に対するデイサービスセンターなどの建設資金元利償還補助金、それから長井市社会福祉協議会に対するせせらぎの家の建設資金元利償還補助金、地場産業振興センターに対する施設整備資金の元利償還補助金、野川土地改良区に対する土地改良事業等市負担金のそれぞれ元金部分が新たに対象とされたところでございます。その結果、平成19年度の実質公債費比率は、当初計画と比較いたしますと0.4ポイント高くなって26.7%となったところでございます。この0.4ポイントの増加の要因につきましては、債務負担行為の元金算入分、ただいま申し上げた部分でございますが、この部分で0.8ポイント高くなっております。ただ、当初計画よりも置賜広域病院組合に対する負担金のうち公債費算入部分として認定される部分が0.3ポイント引き下げられたことによりまして、トータルで、その他の要因も含めてということになりますが、0.4ポイント高くなったということでございます。

この公債費負担適正化計画につきましては、毎年度の実績をベースにいたしまして毎年度見直しをしなければならないことになっておりま

す。現在、今年度の見直し作業を進めているところでございますが、現在の現行計画のまま推移したといたしましても、平成24年度には県から指示をされております25%を切って24.7%になる見込みを持っているところでございます。

また、あわせて、今年度から平成21年度までの3年間で段階的に実施される政府系資金の保証金なしの繰り上げ償還の件でございますが、この繰り上げ償還につきましては、財政健全化計画や公営企業経営健全化計画を策定した上で、国の承認が必要ということになっております。この国の承認が得られなければ、本市の場合も繰り上げ償還を行えないということになるわけでございますので、この承認をぜひとも得るべく現在調整を進めているところでございます。この国が承認するかどうかの判断をするための第1回目のヒアリングが10月中に実施されることとなっているところでございます。仮にこの繰り上げ償還の対象額全額が承認されるものと仮定いたしますと、本市対象全会計の3年間の繰り上げ償還総額につきましては26億7,360万円程度になるものというふうに思っているところでございます。このことによるプラスの影響額につきましても看過できないものでございますので、繰り上げ償還の可否によっては、実質公債費比率の引き下げにも大きく影響するものだというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の当初予算で計上の関係でございますが、平成19年度の当初予算編成に当たりましては、平成18年度までのそれとは違いました、財政調整基金であるとか特定目的基金を含めた留保財源が枯渇状況であるということから、予算編成時点で19年度に実施する事務事業として位置づけたものにつきましては原則として通年ベースで計上したところでございます。ただ、担当課の要求に基づきまして削減することを目標に、ある程度不足を予測しながらも計

上したものであるとか、当初予算編成の時点でその事業費を具体的に積算することが困難であったためにやむを得ず補正で対応しなければならないと想定したのも一部にはございます。例えば前者につきましては、職員の時間外勤務手当、後者につきましては、今回補正予算第4号に計上しておりますが、後期高齢者医療制度の実施に係る電算システム整備関係の経費などということになります。これらにつきましては例外的なものであるというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁いただきましたが、時間ありませんから市長に2点だけお聞かせをいただきたいと思っております。

1点は、このいわゆる地方財政法第7条で言う繰越金の取り扱いの問題です。市長おっしゃるのは、特定目的基金を繰りかえ運用することによって当初したけども、そこをできるだけ少なくしたいから決算剰余金についてはそれを充てたいということだと思います。現時点ではそれは、だから地方財政法第7条で言う2分の1相当を下回らない額を積み立てるのは無理だということだと思うんですが、それはわかるんですよ。ただ、私は特定目的基金のときも言いましたけれど、3月までとにかくあるわけですね。3月の段階で判断しなきゃならない課題だと思います。これは決算審査意見書の重みってあると思うんですね。額はともかくとして、姿勢として、私はこのことはこれから検討していかなくちゃならない課題だと思います。そこだけ考え方をお聞かせいただきたいことが1つです。

もう一つは、この置広余熱利用施設、私は単に今回基金の取り崩しをするという、その規約の変更だけ認めればいいなんていう軽いものではないと思ってるんですよ。広報ながいでも言ってるように、結局建設するときこれからどういうふうに維持管理経費がここにかかってと

+

いうのをちゃんと見込んでいかないと大変な事態を生むのだという指摘をしてるわけです。だとすると、私は単にこの規約変更を認めてほしいと言われてもなかなか判断できないものがありますということなんです。1つだけお聞きしますが、今回提案されていますけれど、今回議決をしなくてももう少し先延ばしできるというふうに私は理解してるんですが、その判断はどうですか。そこだけ2点についてお聞かせをいただいて、質問を終わります。

○佐々木謙二議長 内容市長に申し上げます。答弁は要点をまとめて、簡潔にお願い申し上げます。

内容重治市長。

○内容重治市長 お答えいたします。

まず、第1点目の財政調整基金の積み立てでございますが、現在の状況ではまことに厳しいとしか言いようがございませんが、なお3月の時点で、3月の時点じゃないですね、年が明けた状況を見ながら、やはり原則は原則として積み立てていくのが正しい執行の仕方だと思いますので、なお検討してまいりたいというふうに思います。

あと2点目の件につきましては、これらについては議員おっしゃるとおりでございますが、今の時点では建設費、あるいはその運営の仕方については順次、順番を追って進めていきたいと考えて、まず建設ありきということが先行していると私は思っております。そんな意味で、やはり3市5町の中で進めてまいりますので、議員のご意見なども十分に配慮して長井市としての立場を申し上げてまいりたいと思います。以上でございます。

### 谷口栄子議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位7番、議席番号5番、谷口栄子議員。

(5番谷口栄子議員登壇)

○5番 谷口栄子議員 おはようございます。

9月定例会に当たり、通告しております2点について順次質問させていただきます。答弁は市長、教育長、建設課長にお願いいたします。

台風9号が東京、首都圏を直撃し、実りの秋を目前にした東北に北上中です。先ほど高橋議員からもありましたように、雨も降ってまいりましたが、被害の少ないことを祈るものであります。

また、昨年9月6日、紀子様が男のお子様をご出産され1年となりました。悠仁様のお健やかにご成長されているお姿をテレビで拝見し、お喜び申し上げます。

ことしの夏は40.9度の記録更新の暑さに見舞われ、熱中症で死亡する人も出たことは大変残念なことでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目、子育て支援について、1つ、待機児童途中入所の状況、取り組みについて。

ことし4月1日現在で保育園の入所状況は、清水保育園、定員60人に60人、はなぞの保育園、定員90人に97人、白ゆり保育園、定員90人に93人、白山保育園、定員110人に121人、星の子保育園、定員27人に28人、市外委託4人となっております。4月1日現在で既に定員を満たしており、その後、8月までの間、保育所に申し込んでも入れない待機児童が15人いると聞いております。15人中14人がゼロ歳児で、若いお母さんたちが子供はいつ入れるのか非常に不安を抱きながら子育てを行っております。「仕事が決まったのだけれど子供が入所できないので仕事を断ってしまった」とか、「来年まで入れない状況に焦りと不安でいっぱい」と困っています。待機児童への早期対応を考えるべきと思いますが、いかがですか。また、途中入所が全然でき